事 務 連 絡 平成29年3月29日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局) 御中 中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法施行規則第9条による届出方法について

社会福祉法人制度改革に伴う諸般の対応につきましては、平素から格段のご配慮を賜り、 厚く御礼申し上げます。

「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」(平成29年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「様式通知」という。)において、現況報告書及び社会福祉充実残額算定シートの様式を定めたところです。これにより、社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)第9条第1号及び第2号による届出が可能となります。

また、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(以下「電子開示システム」という。)については、平成29年6月より本格稼働する旨お伝えしておりますが、本格稼働により同条第3号による届出も可能となります。その際に必要となる電子開示システム用入力シートは、平成29年5月に(独)福祉医療機構より配布予定としておりますが、様式通知の発出の際に配布した Excel ファイルに記載した内容を電子開示システム用入力シートには転記できないことをご承知置き願います。

なお、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。)において、所轄庁への届出方法は、「施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により行うことが望ましいこと。」とされていることにご留意願います。

以上の内容を御了知の上、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますようお願いいたします。